

学芸員

学芸員とは博物館施設等における専門職員です。卒業時に学芸員の資格を取得するためには、下記(1)、(2)について指定の科目を履修し、規定の単位を修得することが必要です。

本学における学芸員課程は、歴史文化学科に開設されています。履修は1年次又は2年次から開始することを原則とします。履修希望者は、4月初めに行われる履修ガイダンスに必ず出席してください。2年次のガイダンスでは「学芸員課程登録カード」を作成します。なお、ガイダンス日時は掲示で告知します。

(1) 必修科目

授業科目	単位		開設学科	備考
	前期	後期		
博物館概論	2		歴文	
博物館資料論		2	歴文	
博物館経営論		2	歴文	
博物館資料保存論		2	歴文	
博物館展示論	2		歴文	
生涯学習概論	2		歴文	
博物館教育論		2	歴文	
博物館情報・メディア論	2	2	歴文	前・後期いずれか
博物館実習Ⅰ	1		歴文	
博物館実習Ⅱ		1	歴文	
館務実習		1	歴文	外部実習

(注1) 博物館実習Ⅰには学外研修が含まれる。

(注2) 実習科目を履修する前に講義科目を履修すること。

(2) 選択必修科目

選択必修 A・B いずれも 4 単位計 8 単位以上を選択履修する。

< 選択必修 A >

授業科目	単位		開設学科	備考
	前期	後期		
日本史 A	2	2	教養	この中から 4 単位を選択する。
日本史 B	2	2	教養	
西洋史	2	2	教養	
東洋史概論	2	2	歴文	
考古学概論	2	2	歴文	
日本美術史概論	2	2	歴文	
西洋美術史概論	2	2	歴文	
東洋美術史概論	2	2	歴文	
民俗学概論	2	2	歴文	
日本民俗学	2	2	日文	

(注1) 必ずしも通年の履修でなくてもよい。

(注2) 環境デザイン学科学生は、学科専門科目で読み替えられる場合がある。別途指示する。

< 選択必修 B >

授業科目	単位		開設学科	備考
	前期	後期		
史料解読	2	2	歴文・日文	この中から 4 単位を選択する。
古文書解読	2	2	歴文	
考古学基礎	2		歴文	
日本美術史基礎	2	2	歴文	
西洋美術史基礎	2	2	歴文	
日本芸能史基礎	2		歴文	
民俗調査法		2	歴文	
文化財保存学基礎	2	2	歴文	
紙文化財の保存修復	2	2	歴文	

(注1) 必ずしも通年の履修でなくてもよい。

学芸員課程の履修に関する内規

● 目的

本課程履修者の資質向上を目的として本内規を定める。

● 履修条件

館務実習を履修することができる者は、次の通りとする。

- イ. 将来、学芸員としての職に就くことを志望する者。
- ロ. 3年次までに、館務実習以外の必修科目のすべてを履修し、単位を修得した者。
- ハ. 前述の必修科目・選択必修科目のGPAが1.5以上であり、かつ3年次修了までの全履修科目のGPAが1.5以上の者。ただし、提出物等の期限を厳守した者に限る。
- ニ. 前口項、ハ項の規定にかかわらず、博物館学科目群担当者が適当と認め、歴史文化学科会議で承認された者。
- ホ. 3年次編入者については、前口項を適用しない。また、前ハ項については、3年次の全履修科目のGPAが1.5以上の者と読み替える。

● 実習費の徴収について(歴史文化学科学生を除く)

博物館実習Ⅰ・Ⅱの履修者は7,500円を指定の期日までに納入する。

● 館務実習及び学外研修について

- イ. 館務実習は原則として卒業年次に行う。詳細については、3年次後期に別途説明する。実習期間(1~2週間)は実習先の指示に従う。
館務実習履修者は定められた館務実習費12,000円を納入するものとする。この館務実習費の中から実習館への謝礼が支払われる。
- ロ. 学外研修の日程及び行程は年度ごとに企画される。必要経費(交通費等)の納入は指示に従うこと。

● 学芸員の資格申請

学芸員の資格を申請(教学支援センター教育支援課経由)できる者は下記の通りとする。

- イ. 前述の必修科目・選択必修科目の単位をすべて修得し、そのうち成績評価「可」が5科目以内の者。
- ロ. 卒業年次までの全履修科目のGPAが1.5以上である者。
- ハ. 前イ項、ロ項にかかわらず、歴史文化学科会議で承認された者。

学部卒業生の学芸員資格取得に関する内規

- イ. 本学学部卒業生で学芸員の資格取得を希望する者は、次の条件を満たしていなければならない。
 - a) 学士の学位を有する者。
 - b) 在学中の成績が「学芸員課程の履修に関する内規」に合致していること。
 - c) 上記条件を満たし、学則第56条に基づいて履修を許可された者。
 - d) なお履修に関しては、博物館学科目群担当者が協議の上、決定する。
- ロ. 履修の手続き
上記の条件を満たしているものは、指定の期日までに教学支援センター教育支援課を経て学長に科目等履修を願い出ること。
- ハ. 履修料について
上記ロ項で履修を許可された者は、学則第63条に基づいて半期1科目につき登録料10,000円、聴講料20,000円を納入すること。
- ニ. 履修を許可された者は、学則第59条から第66条の科目等履修生に関する規定を適用する。
- ホ. 資格の付与
前述の「学芸員課程の履修に関する内規」に合致した者に、その資格を付与する。